第７節　いわゆる「四つ目土錘」について

はじめに

宮崎の広瀬から南は青島[1]に至る日向灘沿岸には、「四つ目土錘」（藤木 2006）とよばれる類直方体で中央に浅い溝が巡り四隅に孔が穿たれる土錘が分布する。この土錘については既に藤木聡が検討を行い、戦国時代末期～近現代に至るまで使用された可能性があること[2]、地曳網漁の網に使用されたものであろうことを結論づけている（藤木 2006）。現在は既に失われつつある漁法で、今後、四つ目土錘が地曳網用の土錘であること自体忘れ去られる可能性もある。山崎砂丘遺跡群からもこれまでの調査で相当数の四つ目土錘が出土しており、藤木も示していたようにその形態にはわずかながら差がある。そこで本稿では、それらの形態差から型式学的な前後関係を導き出してみたい。

１　属性の抽出

属性として候補に挙げられるものは、①全体の平面形状　②溝の有無･形状　などがまず挙げられる。また、③全体の大きさ　も属性としてあげられよう。

①平面形状

平面形状を属性１とする。属性１は次の３類に分けらる。

Ⅰ類　長方形

Ⅱ類　隅丸長方形

Ⅲ類　楕円形

形状から、Ⅰ→Ⅲ類もしくはその逆の変化が想定される[3]。現状では江口･池開例が 15 ～ 16 世紀でⅠ･Ⅱ類、東宮例が 18 世紀後半以降でⅡ類（藤木 2006）であるのでⅠ→Ⅲ類で変化の方向を考えたい。

②中央溝

土錘の中央部に巡る溝を属性２とする。属性２は溝の有無、形状によって以下の３類に分類する。

Ⅰ類　無溝

Ⅱ類　無痕

Ⅲ類　縄目痕

形状からⅠ→Ⅲ類またはその逆の方向性が想定される。属性①と同様に江口・池開例がⅠ類、東宮例がⅡ類であることからⅠ→Ⅲ類と考えたい。

③大きさ

土錘の大きさは､その使用方法から｢重さ｣とともに重要な属性のひとつを構成すると考えられる。｢重さ｣については遺物の遺存状態に大きく左右されることが予想されるので、ここでは検討項目から除外した。大きさについては検討対象の数が少ないせいもあるが、第 12 表に示すように明確な分布の差は見て取れなかった。ただ、全体の傾向からは、短軸４～５㎝のものと５㎝以上のもに分類できそうである。前者をⅠ類、後者をⅡ類とする。

第12表　属性③ の分布

	短軸（cm）	
長軸（cm）	4 ～ 5	5 ～ 6
0 ～ 1		
1 ～ 2		
2 ～ 3		
3 ～ 4		
4 ～ 5		
5 ～ 6	1	
6 ～ 7	3	1
7 ～ 8	3	2
8 ～ 9		2
9 ～ 10		1

凡例

属性①

Ⅰ類・・・長方形

Ⅱ類・・・隅丸長方形

Ⅲ類・・・楕円形

属性②

Ⅰ類・・・無溝

Ⅱ類・・・無痕

Ⅲ類・・・縄目痕

属性③

Ⅰ類・・・短軸４cm～５cm

Ⅱ類・・・短軸５cm以上

第13表　属性①②の相関関係

属性	①		
②	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ
Ⅰ	2	4	1
Ⅱ	5	7	1
Ⅲ	0	7	1

第14表　属性①③の相関関係

属性	①		
③	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ
Ⅰ	1	5	1
Ⅱ	4	3	

第15表　属性②③の相関関係

属性	②		
③	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ
Ⅰ	2	2	2
Ⅱ	3	4	1

2　属性間の相関

各属性間の相関関係を第 13 ～ 15 表にまとめた。

第13表から

属性①及び②の相関関係をみる。属性①Ⅰ類は属性②Ⅱ類との相関関係が強い。属性②Ⅰ類にも少なからず相関関係がみられるが、属性②Ⅲ類には現状では相関関係をみいだせない。属性①Ⅱ類は属性②の全ての類型と相関性があるが、属性②Ⅱ類・Ⅲ類により強い相関性が指摘できる。属性①Ⅲ類は属性②の全てに均等に相関するが、個体数の少なさと関係する可能性もあろう。

第14・15表から

属性①Ⅲ類に属性③Ⅱ類に分類できるものがないことがわかる。属性②と③については有意な相関関係は読み取れない。

3　分類と編年

以上の属性の抽出と形態分類から四つ目土錘の分類と編年を検討したい。

属性①と②の関係から、a. 中央に溝のないもの　b. 長方形で縄目痕のない溝があるもの　c. 隅丸長方形で溝のあるもの　d. 楕円形のもの　に分類できる。また、属性①と③の関係から、長方形→隅丸長方形→楕円形となるに従い幅が広くなる傾向があると考えられる。よって、四つ目土錘を次のように分類したい。

第Ⅰ式　平面形長方形・隅丸長方形で中央に溝がないもの。幅は５㎝未満のものが多い。
第Ⅱ式　平面形は長方形・隅丸長方形で中央に縄目のない溝が巡るもの。幅は５㎝未満のものが多い。
第Ⅲ式　平面形は隅丸長方形で中央に縄目のある溝が巡るもの。幅は５㎝を超えるものが多い。
第Ⅳ式　平面形が楕円形のもの。幅は５㎝を超えるものが多い。

現在、確認できている県内最古の事例は、池開・江口の15世紀後半～ 16世紀のもので、これらはいずれも第Ⅰ式に含まれる。18世紀後半代の資料である東宮出土のものは第Ⅱ式である。また、20年ほど前まで地曳網漁をおこなっていたという地元住民の証言がある山崎砂丘遺跡周辺では第Ⅲ式の出土例が多くみられる。Ⅳ式については、出土数自体が非常に少ないが、山崎砂丘遺跡でも２例出土している。これらのことから、四つ目土錘の上限を15世紀後半～ 16世紀、下限を昭和時代いっぱいと考えたい。なお、第Ⅰ～Ⅳ式がそのまま時系列的変化として捉えられると考え、以後、「式」を「期」と読みかえる。

各期の大まかな年代は、第Ⅰ期、第Ⅱ期に年代が押さえられる資料があるので、15世後半から18世紀後半を便宜的に均等に割り振りそれぞれ150年程度、第Ⅲ期と第Ⅳ期に関しては20世紀末までを均等に割り振りそれぞれ100年程度と考えておきたい[(4)]。すなわち第Ⅰ期・15世後半から17世紀前半、第Ⅱ期・17世紀前半から18世紀後半、第Ⅲ期18世紀後半から19世後半、第Ⅳ期19世紀後半から20世紀後半として設定する。

以上の検討結果を第160図・161図にまとめた。

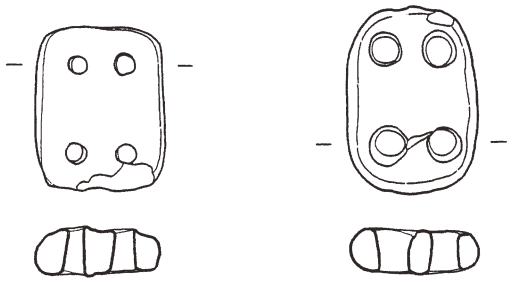

第Ⅰ式

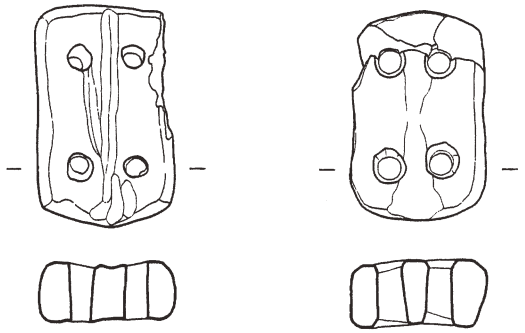

第Ⅱ式

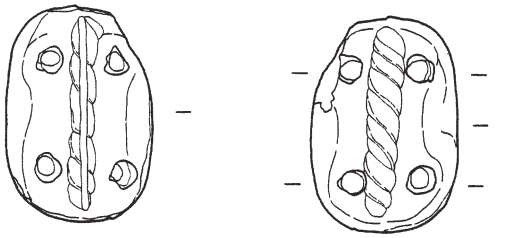

第Ⅲ式

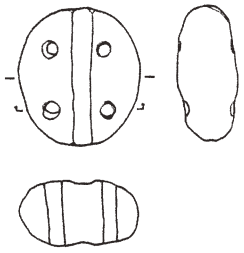

第Ⅳ式

（S＝1:3）

第160図　四つ目土錘の分類

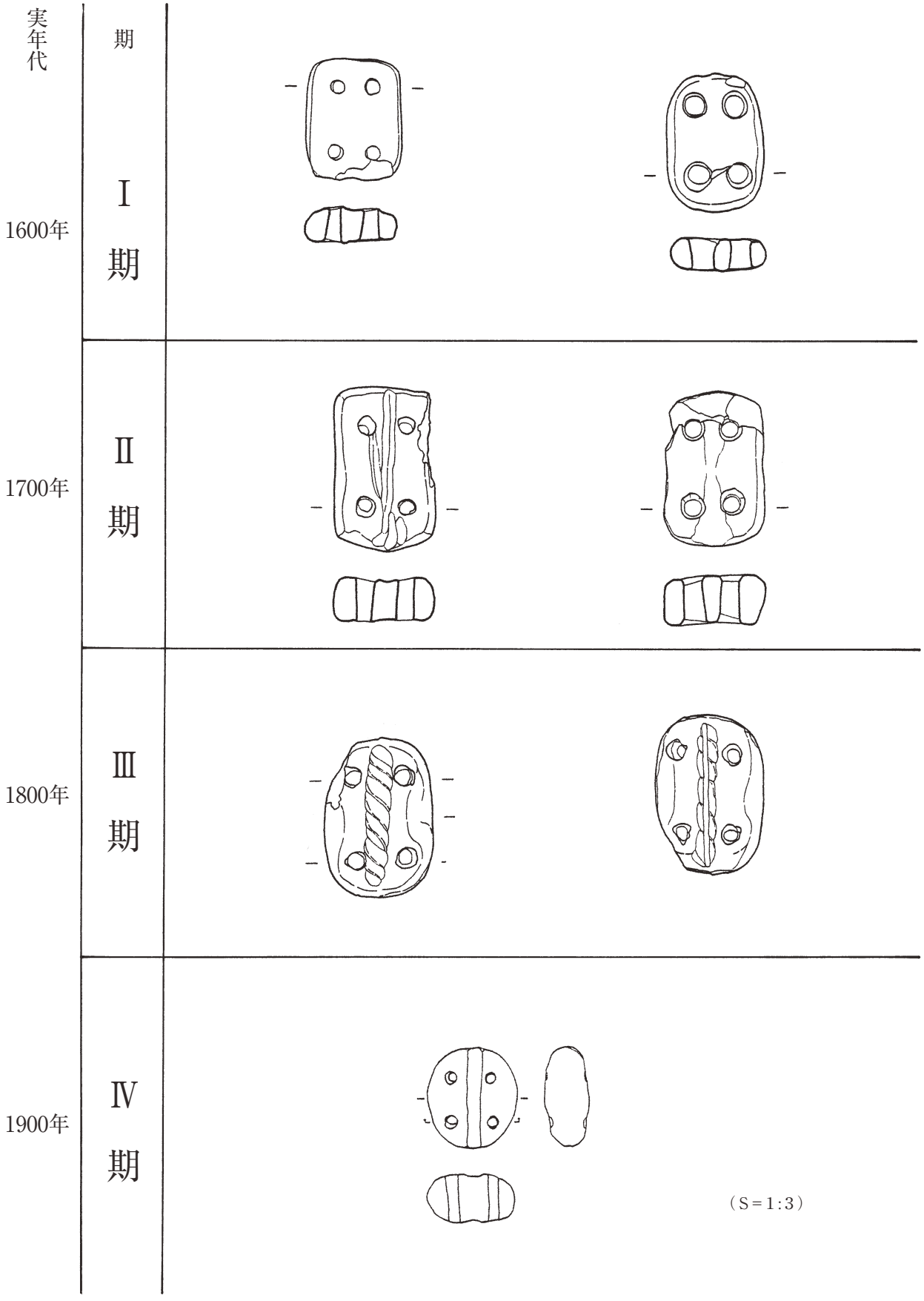

第161図　四つ目土錘編年図

まとめ

以上、四つ目土錘の型式分類と編年についておおざっぱにまとめた。しかしながら、報告例、年代を押さえられる資料の少なさから、かなり乱暴な検討になったことは否めない。特に第Ⅳ期については年代差ではなく、機能差を反映している可能性も大きい。また、既に藤木が指摘しているバリエイション（藤木 2006）の全てを検討に組み込むことができなかった。特に重量や胎土については機能や製作地、ひいては使用者の集団的広がりなどを考察する上で重要な項目であることは想像に難くない。今後の良好な資料の増加を待ち、再検討を行うことは必須の作業であろう。最後に、本稿をなすに当たって県立西都原考古博物館の藤木聡氏には様々な示唆を頂いた。あわせて謝意を表したい。

【註】

（1）県立西都原考古博物館の藤木聡氏に御教示いただいた。

（2）今回の発掘作業中、地元在住の作業員に尋ねたところ「20年ほど前」までは地曳網漁を行っていたようである。20年ほど前といえば、総合保養地整備法（いわゆるリゾート法）の適用第１号としてシーガイアの開発が始まった時期（1988年）とちょうど重なる。シーガイアの運営を行っていたフェニックスリゾートは周知のとおり第３セクターとして過去に類をみない３千億円を超える多額の負債を抱え民事再生法の適用を申請することとなったが、これが貴重な民俗遺産を失ってまで行った開発の結果であり、かつ少なからず行政が関わっていたことは残念である。

（3）使用頻度の差で、磨り減ったものとそうでないものとの差が繁栄されている可能性を藤木氏より指摘された。

（4）今後、時期決定が可能な資料が増加するに伴い、大幅な修正が必要となるだろうことは言うまでもない。

【引用・参考文献】

報告書等

南正覚雅士・丹俊詞・飯田博之2003『山崎上ノ原第２遺跡・山崎下ノ原第１遺跡』宮崎県埋蔵文化財センター発掘調査報告書　第79集

柳田晴子2006『山崎上ノ原第２遺跡Ⅱ』宮崎県埋蔵文化財センター発掘調査報告書 第130集

論文等

藤木聡2006「宮崎沿岸の四つ目土錘」『宮崎考古』第20号